

インターネット基盤整備基金資産規程 改正案

第 1 条（設置の目的）

一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(以下「当センター」)における定款第 4 条に定められた事業のうち次条に定める事業について、積極的かつ安定的運営に資するためインターネット基盤整備基金資産(以下「基金資産」)を設ける。

第 2 条（適用事業）

前条の定める事業は以下のとおりとする。

- (1) コンピュータネットワークの利用に関する情報の収集及び提供
- (2) コンピュータネットワークの利用技術研究
- (3) コンピュータネットワークに関する調査研究
- (4) コンピュータネットワークの利用に関する教育・普及啓発
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第 3 条（基金資産の構成と繰入）

基金資産は以下をもって構成する。

- (1) 流動資産たる現金預金からの繰入金
- (2) 基金資産の運用より生じた収益(以下「運用収益」)からの繰入金

2 基金資産への繰入は、前項第 1 号及び第 2 号の資金から理事長の決裁により行う。

第 4 条（運用収益の処理）

運用収益は、インターネット基盤整備基金資産収益として各々適切な勘定科目により計上するものとする。

2 前項で計上された運用収益は第 2 条に定める事業の資金とすることが出来る。

第 5 条（基金資産から事業資金等への充当）

第 2 条各号に規定する事業の実施に要する経費の一部または全部を理事会の決議を経て、総会における決議により、基金資産を取り崩し、充当することが出来る。

2 前項に関わらず、定款第 3 条に定める目的を達成するための資金として一部または全部を理事会の決議を経て、総会における決議により、基金資産を取り崩し、実施資金とすることが出来る。

第 6 条（運用、管理）

基金資産は理事長が管理し、安全、有利な方法により運用しなければならない。運用方法等は別に定める資産運用規程による。

第 7 条（理事会報告）

基金資産運用に関する計画、結果等の報告は別に定める資産運用規程により行うものとする。

第 8 条（繰替運用）

理事長は年度開始当初(第一四半期)において一時的に資金が不足し、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法を示した上で、期間を定めて基金資産に属する現金を一部取り崩し、繰替運用により基金資産から資金を調達することが出来る。但し、この実行にあたっては理事会の承認を得なければならない。また、繰替運用を行った場合には、第一四半期内に充当しなければならない。

第9条（規程の改廃）

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

第10条（雑則）

この規程に定めるもののほか基金資産に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

- 1 この規程は、2004年4月1日から施行する。
- 2 2010年1月27日付の改正は、2010年1月27日から施行する。
- 3 2017年2月8日付の改正は、2017年2月8日から施行する。